

## 株式会社ジャックス保証

### プロテクトリフォームローン商品概要説明書

(2023年11月1日現在)

項目	内容
資金の用途	<p>居住用住宅に関する次の資金とします。</p> <p>(1) 増改築・改修・補修資金</p> <p>(2) キッチン、バス、トイレなどのリフォーム資金</p> <p>(3) 家庭用蓄電池・太陽光発電システム(50KW未満)などの住宅設備資金</p> <p>(4) 門塀、造園、車庫などのエクステリア資金</p> <p>(5) リフォームローンの借換資金</p> <p>(6) 上記(1)～(5)の資金と同時に購入する家電・家具などの資金</p>
ご利用いただける方	<p>○ご契約時の年齢が満18歳以上で最終返済時満75歳以下の方</p> <p>○当JAが指定する保証会社の保証が受けられる方</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方</p>
お借入金額	<p>○組合員の方 : 10万円以上1,500万円以内(1万円単位)</p> <p>○組合員でない方 : 本ローンを含む小口資金の総与信額が当JA理事会で定める限度額の範囲内</p> <p>※農業者以外の自営業者は、1,000万円以内とします。</p> <p>※お借換のみの場合は、借換対象ローンの残存一括償還金額を上限とします。</p> <p>※資金用途(6)については、50万円以内とします。</p> <p>※団体信用生命共済(保険)に加入できない場合は、1,000万円以内とします。</p>
お借入期間	<p>○6か月以上20年以内(1か月単位)</p> <p>※お借換のみの場合は、借換対象ローンの残存償還期間内とします。</p> <p>※団体信用生命共済(保険)に加入できない場合は、15年以内とします。</p>
お借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【固定金利選択型】</b></p> <p>○当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>○お借入時の利率は、毎月決定し、JAの店頭でお知らせいたします。</p> <p>○固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。</p> <p>また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p><b>【変動金利型】</b></p> <p>○お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>※利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの窓口へお問い合わせください。</p>

項目	内容																		
ご返済方法	<p>○元利均等返済とします。  ※毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法。  ○毎月返済方式、および特定月増額返済方式（毎月返済に加えてボーナスによる6か月ごとの増額返済）のいずれかをお選びいただきます</p>																		
保証	<p>○株式会社ジャックスの保証をご利用いただきます。  ○保証会社に保証料をお支払いいただきますが、ご返済日の元利金返済にあわせて分割してお支払いいただきます。</p>																		
担保	<p>○不要です。</p>																		
団体信用生命共済（保険）	<p>○団体信用生命共済（保険）への加入が必要となります（共済（保険）掛金は当JAが負担します）。ただし、次の条件を全て満たす場合は、団体信用生命共済（保険）への加入を任意とします。  ・貸付金額1,000万円以下かつ貸付期間15年以下の場合</p> <p>(参考：当JA所定の団体信用生命共済（保険）)  当JAでは8種類の団体信用生命共済（保険）をご用意しております。  なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類により、借入利率に下表記載の利率が上乘せされます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1025 1299 1400"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済(保険)名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険(連生)</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険(ワイド)</td> <td>年0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	団体信用生命共済(連生)	年0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.25%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年0.2%	団体信用生命保険(ワイド)	年0.3%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率																		
団体信用生命共済(特約なし)	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.1%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																		
団体信用生命共済(連生)	年0.15%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.25%																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.05%																		
がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年0.2%																		
団体信用生命保険(ワイド)	年0.3%																		
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。  ○お借入時年齢が満18歳以上、満50歳以下の方。  ○ご利用にあたっては借入利率に年0.3%の料率が上乘せされます。</p>																		
費用・手数料	<p>○お借入の際に、1件につき3,300円（消費税等を含む。）の事務取扱手数料が必要となります。  ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等を含む。）が必要です。  ①全額繰上返済の場合…返済金額が1,000万円以上の場合55,000円。返済金額が500万円以上1,000万円未満の場合は33,000円。返済金額が100万円以上500万円未満の場合は11,000円。  ②一部繰上返済の場合…11,000円（資金使途が住宅関連資金で、JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は22,000円）。  ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、1回につき5,500円の条件変更手数料（消費税等を含む。）が必要です。  ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合、または変動金利から固定金利を選択される場合は5,500円の取扱手数料（消費税等を含む。）が必要です。</p>																		

項目	内容
ご用意いただく書類	<p>○ご本人であることを証明する書類（運転免許証または健康保険被保険者証）</p> <p>○所得に関する書類 お勤めの方／源泉徴収票、所得証明書または住民税決定通知書。 自営業の方／納税証明書および確定申告書（写）。 農業者の方／当 J A 発行の収入調査書</p> <p>○資金使途に関する書類等（見積書または注文書等の写し）</p> <p>※お申し込みの際には上記以外にも必要な書類がございます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0242-37-2297）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部もしくは J A バンク相談所、または当該機関にお申し出ください。 福島県弁護士会（電話：024-534-2334）</p>
その他参考となる事項	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証会社において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。</p>

J A 会津よつば

(注) 1 J A ネットローンホームページに掲載するお借入利率（店頭表示金利）の適用につきましては、当 J A 所定のその他要件が必要となる場合があります。詳しくは当 J A 融資窓口までお問い合わせください。